

## 「新潟市宅地等耐震化対応・対策検討会議」開催要綱

### (目的)

第1条 令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」による、新潟市の公共施設、宅地等の被災について、特に被害が顕著な液状化に関する調査・分析、および今後の対応案や対策案の取りまとめに際しての、関係団体や学識経験者からの幅広い知見に基づく意見聴取を目的に開催する。

### (開催期間)

第2条 検討会議は、令和7年3月31日までとする。

### (委員構成)

第3条 検討会議は、委員10名以内をもって構成する。

2 委員は、「新潟市附属機関等に関する指針」第8条2に規定される、第5条2(1)により準用される規定に基づき、本市と「災害時における調査の相互協力に関する協定」を締結する、「公益社団法人地盤工学会北陸支部」からの推薦者をもって構成する。

### (委員任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。委員に欠員等が生じた場合は、公益社団法人地盤工学会北陸支部と協議の上対応する。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (座長および座長代理)

第6条 検討会議には座長及び座長代理を置き、座長は委員間の互選により定める。

2 座長は、検討会の進行を行う。

3 座長が欠席の場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 検討会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 検討会議は、一部非公開とする。(個人財産に関わる内容として、公開により、委員の自由な発言に支障が生じることが懸念される場合など。)

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、都市政策部都市計画課におく。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。